

公益社団法人日本武術太極拳連盟役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本武術太極拳連盟(以下「連盟」という)の定款第26条の規定に基づき、役員報酬及び費用に関し必要な事項を定め、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費、日当等を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(理事会及び社員総会の出席報酬)

第3条 役員が理事会、常務理事会または社員総会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 役員が、同一日に理事会、常務理事会ならび社員総会に出席した場合、1日分の報酬のみを支払うことができることとする。
- 3 役員で国務大臣在任中の者は無報酬とする。

(役員業務報酬)

第4条 役員が理事会、常務理事会及び社員総会以外の日において、競技会、講習会、認定試験及び技能検定等の連盟の業務にあたった場合には、業務報酬として別表2に定める標準単価に、業務遂行に要した時間を乗じた額を支払う。ただし、この場合、理事が職員と兼務しない場合においてのみ支払うことができるものとする。

- 2 役員が理事会、常務理事会及び社員総会と同一日に法人のための業務を行った場合は、出席報酬と業務報酬のうち、いずれか高い方の報酬を支払うも

のとする。

3 役員で国務大臣在任中の者は無報酬とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意に基づき、指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

(通勤費等)

第6条 役員には、その通勤ないし交通の実態に応じて、通勤費ないし交通費を支給する。

(費用)

第7条 役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、当該役員の請求により支払うものとする。また、前払いを要するものについては前もって支払うことができるものとする。

(その他の専門委員の報酬)

第8条 上記に掲げた以外の専門委員会委員については、本規程を準用して適用することとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会および社員総会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成30年 1月 20日より適用する

役員等報酬規程別表

別表 1

	報酬	備考
理事会、常務理事会出席	5,000円	但し、会長、副会長の報酬は1万円
総会出席	5,000円	但し、会長、副会長の報酬は1万円
専門委員会出席	5,000円	
その他	5,000円	

別表 2

報酬区分	報酬額の標準単価
役員業務報酬	2～3時間程度の業務1回あたり 20,000円以内
専門委員業務報酬	2～3時間程度の業務1回あたり 20,000円以内
その他	2～3時間程度の業務1回あたり 20,000円以内

* 各報酬については、すべて税込の金額である。源泉徴収を行い支給する。